

「火災予防条例改正の概要」

催し物の防火管理体制の整備

多数の者の集合する催し(イベント)開催するにあたり
祭礼, 縁日, 花火大会, その他の多数の者の集合する火気を取扱う露店等を出店する催し

■火気を取扱う露店等に「**消火器の準備**」
「**条例第18条～第22条**」
※原則として露店ごとの設置が必要

■火気を取扱う露店等に「**露店開設届出**」
「**第45条**」
※消防署へ3日前までに提出が必要

指定催し

指定催し(条例第42条の2)

- ・河川敷, 公園, 道路, その他の場所
- ・主催者が出店を認める露店数が100店舗を超えるもの
- ・消防長が特に必要と認めるもの
- ・大規模な催しで火災発生時に人命財産に重大な被害のおそれのあるもの

■指定催しは消防長が指定し, 事前に主催者の意見を聞く

指定催し以外の催し

指定以外の催し

PTA 行事, 自治会行事も含まれる
※近親者のバーベキューやパーティーなどは除きます。

主催者の義務(条例第42条の3)

- 「**防火担当者**」を選任すること
- 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ, 「**防火管理業務**」を行わせる
- 開催日14日前までに「**防火に関する計画書**」を消防署へ提出すること